

## 沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書 XVI

～政治的圧力との抗争 ― 沖縄中部銀行仮免許 ―

小 谷 融

### 目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態
8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第6号）
9. 外資導入免許制度における外国公認会計士
10. 琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第1号）
11. 琉球政府「相互銀行法」の変遷（第75巻第2号）
12. 琉球政府「無盡業法」の変遷
13. 模合の規制法規（琉球政府「貸金業等取締法」ほか）（第75巻第3号）
14. 琉球政府「協同組合法」の変遷（第75巻第4号）
15. 琉球政府「信用金庫法」の変遷
16. 琉球政府が認可した信託会社（第75巻第5号）
17. 琉球政府「労働金庫法」の変遷（第75巻第6号）
18. 琉球政府「信用保証協会法」の変遷
19. 審議未了となった琉球政府「銀行法案」（第76巻第1号）
20. 琉球政府「移民金庫法」の変遷と移民金庫の財務状況（第76巻第2号）
21. 琉球政府「琉球海外移住公社法」の変遷と琉球海外移住公社の財務状況
22. アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許（第76巻第3号）
23. バンク・オブ・アメリカの外資導入免許（第76巻第4号）
24. 琉球政府「財政投融资」と「資金運用部資金法」等の変遷（第76巻第5号）
25. 政治的圧力との抗争― 沖縄中部銀行仮免許 ―（第76巻第6号）

### 25. 政治的圧力との抗争 ― 沖縄中部銀行仮免許 ―

#### （1）金融検査庁長への政治的圧力と抗争

沖縄総合事務局財務部 OB 会である財友会が2020年1月24日に発刊した『沖縄復帰・財務ノート-業務の回顧録（金融・主計）』に、琉球政府最後の金融検査庁長から沖縄総合事務局初代財務部長となった与座章健が書き残している「金融検査庁の銀行管理機能が政治

的な圧力や要求に屈する寸前まで追い込まれたエピソード」の一つをみていく。それは次のような内容である<sup>1)</sup>。

「日本復帰が目前に迫ってきた1971年の後半頃、中部の主要都市の市長が退任するに当たり、その花道を飾ってあげるためにも、中部銀行を創立してその頭取に就任してもらおうという話が金融検査庁に持ち込まれた。そもそもその何年も前から、米軍基地に取り巻かれた中部経済圏内に特殊な商業銀行が必要であると主張する意見があった。そのような意見を真剣に主張する者たちの担ぐ神輿に功績のあった退職市長を乗せれば事は上手い具合に運ぶと考えたのであろうか。

多すぎた銀行、相互銀行等を銀行2、相互銀行1、信金2、信託0、生保0<sup>2)</sup>、損保1、証券2へ整理統合を進んでやれやれと思っていた矢先のことである。副主席（宮里松正氏）から、大先輩の労に報いる意味もあるので前向きに処理してくれと指示された。副主席の本気度がどの程度のものかよく分らないまま、また確認もしなかった。

その後、申請者の代表が度々金融検査庁を訪れて早期処理を迫った。生返事ばかりして煮え切らない検査庁の担当官に「おまえ達は上司の副主席が了解してOKしているのに何の権限があって握りつぶそうとするのか」と怒鳴りつけるようになった。日本復帰が近づいている、その前に認可してくれなければ困る<sup>3)</sup>、と命令口調である。副主席に会うたびに、「早くなんとか処理してくれ」と言われ続けた。緊急に処理しなければならぬ事案があるので、それを先ず処理してからと逃げを打った。超多忙な復帰直前のこと、Natural Demands of Politics（政治の自然な要求）に応える余裕など幸いにして無く、琉球政府の役目は終わって“滑り込みセーフ”。

与座章健が述べている案件は、株式会社沖縄中部銀行（信託業兼営）の営業仮免許のことだ。沖縄中部銀行発起人代表大山光は二度にわたり沖縄中部銀行営業仮免許の申請を行っている。

最初の営業仮免許申請は1969年10月18日に行なわれた。行政主席は、1971年1月7日指令金第3号において、「仮免許しない」旨の通知を行なった。当時金融検査庁長であった神谷嘉盛は、このことについて、「1969年頃だったと思うが、中部地区には銀行が一行もないから銀行を設立しようと言うことで、2、3名が毎日のように庁長室を訪ねてきた。当時琉球銀行、沖縄銀行、中央相互銀行、南陽相互銀行と普通銀行二行、相互銀行二行があり、中部地区にそれぞれ支店があり、預金借入についても何ひとつ支障はなかった。又他県と比較しても普通銀行二行、相互銀行二行<sup>4)</sup>は多かったので免許を与えないと断って

1) 与座章健 [2020] 48頁。

2) 1972年5月15日の本土復帰時には、琉球生命保険相互会社と沖縄生命保険相互会社の2社が存続していた。しかし、前者は1973年7月17日に本土の日本生命と共同出資で日本生命琉球保険代理社を設立し（同社は1975年6月1日に日本生命へ包括移転・解散）、後者は1972年6月1日に本土の協栄生命に包括移転・解散していることから、このような記述になったものと思われる。

3) 与座章健は、このことを「日本に復帰して大蔵省の監督下に入ってしまうと何もできない、今のうちに免許を得ておこう、と言うような考え方をしているようであった」と述べている（八一会（元金融検査庁職員の会）編 [1992] 33頁座談会における与座章健発言）。

も、尚もしつこく自宅まで押しつけてきた。当時は、政治的に人を動かせばなんとかなるという風潮があった。それが民政府をして布令（筆者注：1962年9月1日高等弁務官布令1961年第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」改正第1号）によって、金融機関の監督機関に強力な権限を付与したものだ<sup>5)</sup>。二度目の営業仮免許申請は1972年1月18日に行なわれた。これが与座章健の書き残しているものだ。

## （2）1969年10月18日沖縄中部銀行営業仮免許申請

### イ. 沖縄中部銀行営業仮免許申請

基地の街であるコザ市（現沖縄市）で事業を営む人々が中心となり「基地経済に全面的に依存している中部地区の産業形態の体質を改善し、自立経済の確立を図るうえにおいて中部地区に本店を有する金融機関の存立が急務である」として、株式会社朝日信託の設立が企画され、設立発起人代表池田光政から1968年3月29日付で行政主席に営業仮免許の申請がなされた<sup>6)</sup>。この件については、行政の極めて高いレベルからそれを認可するように金融検査庁に圧力が加えられた<sup>7)</sup>。しかし最終的には、金融検査庁は行政主席名で1968年12月21日に営業仮免許申請を認可しなかった。

それから10ヵ月を経過した1969年10月18日に大山光は、行政主席に株式会社沖縄中部銀行（信託業務兼営）の営業仮免許申請書を提出する<sup>8)</sup>。前述の朝日信託設立発起人代表であった池田光政もこの沖縄中部銀行の発起人として名前を連ねていた。また、池田光政は、後述の1970年4月23日の記者会見を発起人代表として行なっている。

営業仮免許の申請理由を要約すると次のとおり。朝日信託の申請理由と似たものだ。

- ① 基地経済からの脱却に備え新規産業育成に必要な地域開発金融機関を設立する。
- ② これまで零細で事足りた基地対象の第三次産業から、大資本を必要とする第二次産業、観光産業および畜産業等の平和産業を推進する上からも、これに必要な資金を供給するところの中部に本店を持つ銀行を設立することが急務である。
- ③ 中部振興会の中部開発計画を実行するためには、現在の琉球開発金融公庫や大衆金融公庫の資金量では無理があり、那覇の市中銀行からの長期資金の融資は困難とみるべきであることから中部地域開発金融機関が必要である。
- ④ 銀行の本店が那覇に偏在し、中部にないことから中部地区の剰余金は那覇の本店に吸収され、中部において大口融資が受けにくい。
- ⑤ 設立発起人代表大山光と住友銀行業務第一部長は昭和44（1969）年8月20日、次の

4) 南陽相互銀行と中央相互銀行（1972年3月1日に沖縄相互銀行に名称変更）の二行を指しているが、南陽相互銀行は1971年10月1日に沖縄銀行に吸収合併される。本土復帰時の1972年5月15日現在では、相互銀行は沖縄相互銀行一行となる。

5) 神谷嘉盛 [1992] 63頁。

6) 小谷融 [2025] 29頁～36頁を参照されたい。

7) 琉球銀行調査部編 [1985] 149頁。

8) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行関係陳情書1970年』（資料コード0000033161）「1969年10月18日銀行業務（信託業務兼営）営業仮免許申請書」。

覚書を締結した。復帰の際は、この覚書を踏まえ、住友銀行と改めて資本の投下や業務提携を結ぶ予定である。

「株式会社住友銀行は、株式会社中部銀行（仮称）設立発起人代表より同行が琉球政府から認可を受け設立された後、銀行業務に関する指導援助を請う旨要請に接したので、下記の事項につき協力することを約する。

記

- ① 従業員の業務知識、技能に関する研修（研修生若干名の受入を含む）
- ② 伝票帳簿制度、事務処理手続並びに事務機械化に関する指導
- ③ 預金増強、貸出管理、為替増進等業務発展に関する業務
- ④ その他上記に準ずる事項

」

ロ．認可へ向けての陳情書

金融検査庁銀行課は1969年11月12日、沖縄中部銀行営業仮免許申請について「仮免許できない」旨の起案をなし、金融検査庁内の決裁を終え、1969年11月28日に通商産業局長に提出する。しかし、この決裁文書は通商産業局長のところで保留されていた<sup>9)</sup>。この決裁文書の行方は、後述本節「行政主席の決裁に1年3ヵ月を要した仮免許申請」を参照されたい。

申請者にどのようなルートでこの情報が伝わったのかは分らないが、1969年12月1日に中部市町村長会長大山朝常（コザ市長）から、1969年12月5日に中部振興会長大山朝常（コザ市長）から行政主席宛てに沖縄中部銀行営業仮免許申請に関する陳情書が提出されている<sup>10)</sup>。前者は、「中部市町村長会は、中部地区経済が基地経済からの脱却を真剣に考えて、経済の推進役ともなり、その心臓部ともなる金融機関の本店を中部地区に持ちたいと願い出ている株式会社沖縄中部銀行を是非認可していただき度く別紙理由書（筆者注：略）を添えて署名捺印の上陳情に及びます」とし、後者は「沖縄の施政権が72年に返還されることが決定した今日、基地経済に依存する中部では復帰の際、基地縮小後に起きる経済不安の深刻な表情はかくしきれず、特に中小零細企業者はその対策に苦悩している実情であります。中部振興会ではこのことを予想して中部に基地経済に優る平和産業を誘致し、中部の経済開発に専念して参りましたが、幸い中部地区の関係各界有志の発意によって沖縄中部銀行設立認可申請がなされていることに對しこれを歓迎し、極力その実現を期待し是非認可下さるよう別紙理由書（筆者注：略）を添付し署名捺印して陳情致します」というものであった。省略した二つの別紙理由書は、沖縄中部銀行営業仮免許申請書の申請理由とほぼ同様の内容となっている。なお、大山朝常（コザ市長）は申請者大山光の配偶者である。

9) 同上（資料コード0000033161）「1970年5月15日金融検査庁銀行課起案 庁内供覧 金融検査庁の見解に対する反論について」。

10) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行設立申請関係文書 沖縄興業銀行関係1973年』（資料コード0000033187）「1969年12月1日中部市町村長会長大山朝常 陳情書」、「1969年12月5日中部振興会長大山朝常 陳情書」。

さらに中部振興会長大山朝常（コザ市長）は1970年1月22日、再度行政主席宛てに「仮称株式会社沖縄中部銀行設立認可について（陳情）」と題する陳情書を提出している<sup>11)</sup>。

#### ハ．認可反対の陳情書

大山光から行政主席に沖縄中部銀行営業仮免許申請書が提出されたことは、1969年10月31日の琉球新報、同年11月12日の沖縄タイムスにより報道される。これを受け那覇銀行協会は1969年12月13日、行政主席宛てに、琉球金融経済の健全なる発展を図る観点から資料1の理由により、新設銀行の認可申請に対し強く反対する旨の陳情書「沖縄中部銀行設立認可申請に対する反対陳情について」を提出している<sup>12)</sup>。

#### 資料1 沖縄中部銀行設立認可に反対する理由

##### 1. 中部に本店を持つ銀行の新設の必要性は極めて薄弱である。

(1) 琉球の金融経済界は、貴政府の適確なるご指導と施策によって、健全経営をモットーに業務運営を営み、琉球経済の発展に努めております。現在中部（普天間・コザ・嘉手納・具志川・石川）には、既存銀行の営業店舗が34ヵ店あり、1969年9月末現在で資金量6,058万ドル、融資量4,123万ドルの実績を存し、地域経済開発に有望かつ優良な商工業ならびに健全な生活を営む為の個人の資金需要に対しての供給を行っておりますことは、ご承知のとおりであります。

(2) ご承知のように、銀行の経営は資金の供給源である一般大衆預金者の保護を最優先に考えなければならず、その為に経営及び資金運用についても銀行法によって厳しく規制されており、新設銀行が新聞報道のような事業に多額な資金供給ができるとは思われない。

本土復帰をひかえて、地元産業の体質を強化しこれを発展せしめる為には沖縄県一円の資金を結集し金融効率上げることが望ましく、現在以上の金融機関の乱立は資金及び資本の分散をまねき過当競争を引き起こし金融界の混乱をまねく結果になり、貴政府が従来執ってきた金融行政すなわち銀行の健全経営モットーに逆行することになりかねません。

(3) 中部は那覇の近距離に在り、かつ同一経済圏にあって、たとえ中部に銀行が存在しなくても、有望かつ優良な需要に対しては、既存銀行は積極的に資金の供給を行ってきており、将来ともこれに変わりはない。

沖縄のような狭い地域で中部に本店を有するブロック的銀行が必要というのは、甚だ了見が狭く、島国根性と云わざるを得ない。また中部において吸収した資金が地元に戻元されていないという解釈は誤りであって、上述したように銀行は有望かつ優良

11) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行関係陳情書1970年』（資料コード0000033161）「1970年1月22日中部振興会長大山朝常中部振興開発第5号『仮称株式会社沖縄中部銀行設立認可について（陳情）』」。

12) 同上（資料コード0000033161）「1969年12月13日那覇銀行協会銀協第127号『沖縄中部銀行設立認可申請に対する反対陳情について』」。

な需要に対しては、資金の供給を惜しむ理由などなく、現在までそのような需要が全体的に少なかったと云うことであって、将来そのような需要があることを期待するものである。

- (4) 然しながら、埋立事業、観光事業、その他公共的な事業に対する長期的かつ設備資金需要は、銀行法によって営業している商業銀行では、自ら限界があることを承知しなければならない。

したがって、このような資金重要に対しては、政策資金すなわち政府ベースで行なうことが望ましいのである。

## 2. 本土における今後の金融行政のあり方からも新設銀行の認可は与えるべきでない。

- (1) 沖縄の本土復帰が1972年中に実現することが確定した今日、既存銀行は、貴政府のご指導を得ながら事務の合理化を推進し、復帰の際には、本土銀行に伍して行けるような体質の改善、企業力の強化を図るべく奮進の努力をしている最中であり、このような時に時代に逆行するような新設銀行の認可申請は、誠に遺憾であり、本土におけるすなわち、大蔵省の金融行政のあり方を無視するもので、これは復帰に便乗して既得権を確保しておこうという安易な気持ちにほかないと思う。

- (2) 最近の日本経済は、本格的な開放体制に移行しているので、大蔵省の銀行行政は、金融効率化の為の自由競争原理の導入というのが主軸になっている。

したがって、その線に沿って、たとえば経営基準の如きも統一され実行されるようになったのである。また資本及び貿易の自由化に対処して体質を強化させるということに狙いがある以上、今後の金融機関は、金利の自由化、配当の自由化を実施する方向で検討がすすめられており、これは来年早々には実施される見通しにあります。

以上のような復帰を控えての厳しい現実に鑑み沖縄の銀行も今までのような政府の金融事業に対する過保護政策の上にあぐらをかいた業容の拡大のための外見的、形式的な競争から企業の自主的経営理念に基づく自由競争を重視した経営の質的な改善への努力が要請されるわけである。この要請に沖縄の金融界が応えるためには、銀行自身の積極的な努力は勿論のことですが既存金融業界に対する政府の従来以上に適切な指導助言が望ましいことでもあります。

以上の点をご賢察くだされ復帰後の沖縄金融経済の方向を誤らないため貴官の適切な英断をご期待かつ懇願申しあげる次第であります。

## 二. 金融検査庁見解に対する申請者の反論

申請者大山光は1970年3月31日、行政主席に対し「金融検査庁の見解に対する反論」と題する文書を提出した<sup>13)</sup>。文書では、次の資料2の反論の後に、「若し中部銀行の設立認可申請が不認可処分となった場合、中部市町村（長）会、及び中部振興会（市町村（長）

13) 同上（資料コード0000033161）「1970年3月31日株式会社沖縄中部銀行設立認可申請人代表者大山光 行政主席宛て文書」。

会、市町村議長会、市町村教育長会、市町村農協長会、市町村婦人会、市町村青年会、中部出身立法院議員、その他九種の団体をもって構成)の要請決議は無視され、中部住民三十三万人の民意が踏みにじられ、ますます中部住民の経済不安が増大する結果を招くものと思料する。よって十分御検討のうえ、認可については特別の御高配を賜り度い」を付け加えている。このことは、金融検査庁に対し、「銀行の設立に関する問題は純経済的な問題であり、政治的な問題ではない。それを政治問題化するところに申請人の打算があり不純さがある」との不信感を植え付けることになる<sup>14)</sup>。

## 資料2 金融検査庁の見解に対する反論

- 一、金融検査庁長は、「中部に資金はない、また、中部に資金が集る見込みもない」と、絶えず云って居られるが、同庁長の持論は既成概念にとらわれた偏見にすぎず、年間2億6千万ドルの基地収入のうち、その80パーセントが、中部地区に落ちていると報じている沖縄タイムス1969年11月6日付の朝刊記事をもってしても中部に資金があることは明らかである。
- 二、金融検査庁長は、「如何な名文、如何なる名計画、如何なる好条件が備わっていても私個人としては『ノー』である」と云っているが、しかし、同庁長は公人としても全く同じ考え方しかもっていない。このような態度は、現在のような開放性経済に移行しつつある時勢に逆行する姿勢であり、世界的な自由貿易競争の時代に於ける閉鎖的金融行政であり、統制経済を夢見る官僚的所産である。また、明らかに反対のための反対であり、既存金融機関との馴れ合による既存金融機関に対する過保護としか受け取れない。
- 三、次に大山コザ市長と金融検査庁次長との一問一答について申請人等は、それが公的にせよ私的にせよ極めて重要な、且つまた良識ある問答であると解している。
  - (一) 大山問 中部銀行が新設された場合、既存銀行が打撃を受けて混乱が起きると思うか、起きないと思うか。  
次長答 混乱は起きないと思う。
  - (二) 大山問 屋良主席は、中部銀行が新設された場合、既存銀行が「ツブレ」はしないかと心配して居られるがどう思うか。  
次長答 そんなことは絶対にないと思う。
  - (三) 大山問 中部銀行が新設された場合、四銀行の資金量は増えると思うか、減ると思うか。  
次長答 資金量は増えると思う。
  - (四) 大山問 中部銀行が新設された場合、四銀行の資金効率は上がると思うか、下がると思うか。  
次長答 効率は下がると思う。

14) 同上(資料コード0000033161)「1970年5月15日金融検査庁銀行課起案 庁内供覧 金融検査庁の見解に対する反論について」。

四、右四問答のうち(一)、(二)、(三)については申請人等は異論はないが、(四)の資金効率については次のとおりと解している。即ち資金効率は那覇地区に於いては同次長の見解のとおり下がると思うが、逆に中部地区に於いては上がると考えている。したがって全体的には変わりはない。しかし、資金量が増加する分だけ資金効率は上がることになる。

1970年4月23日には発起人を代表して池田光政が記者会見し、「昨年10月に申請、4ヵ月が経過した現在、政府はなお決断を下すことを躊躇している。復帰へ向けて中部地区の企業誘致開発のバックとなる銀行が設立されることは県益の立場から当然で、金融検査庁の反対理由はまったく納得できるものではない」として、前記資料2の「金融検査庁の見解に対する反論」に沿って説明を行なう。最後に次の2点を付け加えている<sup>15)</sup>。

① 既存四銀行が中部銀行の設立に反対する態度を示しているが、われわれは次のような見解をとっている。現在の金融機関の支店長貸付権限（最高枠1万5千ドル）では中部の企業者の需要は満たしきれない。過当競争、時代逆行というけれど、復帰を間近に日本の大企業の進出はほとんど中部に集約されている。いまこそ企業のバックとなる銀行設立が必要となる。沖縄信託（1966年設立）<sup>16)</sup>の場合も同じ過当競争といわれたものの、過当競争は起こっていない。復帰すると日本の六大銀行が乗り出してくる。これをくい止める政治的保証もなく、法的根拠もない。中部銀行は設立されて復帰後は住友銀行の系列にはいることになるう。

② 現在政府の経済関係局長のうち賛成しているのは労働局長、主税局長で、その他の局長は検討中であるとの態度である。正式に反対の態度を打ち出しておらず、通産局長も必ずしも反対でないとの態度である。

なお、この記者会見の様子については、琉球新報が1970年4月27日の朝刊、沖縄タイムスが同年4月30日の朝刊において記事にしている。大山光や池田光政等の発起人は、マスコミを使って金融検査庁長に圧力をかけようとした。

#### ホ、金融検査庁が新聞紙上で反論

金融検査庁長神谷嘉盛はマスコミを上手く利用する人物であった。神谷嘉盛は計画局主税庁から3年間の東京事務所を経て1965年8月1日に外間完和の後任として金融検査庁長に発令されている。それまでの経歴からマスコミとの付き合いが多かった。

本件に入る前に、神谷嘉盛がマスコミを上手に利用した事案をみておく。キャラウェイ旋風<sup>17)</sup>によって相互銀行から追放された旧役員が元の相互銀行に復職しようとする動きを止めた次のような事案があった<sup>18)</sup>。これは前述の与座章健が書き残した「金融検査庁の銀行管理機能が政治的な圧力や要求に屈する寸前まで追い込まれたエピソード」のもう一つ

15) 1970年4月27日琉球新報。

16) 小谷融 [2025] 21頁～29頁を参照されたい。

17) 小谷融 [2022] 88頁～94頁を参照されたい。

18) 与座章健 [1992] 71頁～73頁。外間完和 [2000] 267頁～279頁。

のものである。

- ① 金融検査庁次長与座章健は1966年11月頃、中央相互銀行と南陽相互銀行の旧役員に呼び出され、旧役員から株主総会で役員に再選出されるべく根回しを済ませたとの報告を受けた。この際に、与座章健は「金融検査庁として、与座次長個人として言うべきことはあるのか。夜道は歩けないぞ（ヤサ、イヤーヤ闇夜ヤ、アッカランドー）」と脅迫されたとのこと。

帰庁し事の次第を庁長神谷嘉盛に報告する。庁長と次長で行政主席、副主席に上申したところ、行政主席からは「事は民間の一株式会社の人事問題である。行政府として一切手出しするな」<sup>19)</sup>との指示を受ける。その後、次長の与座章健はその旨を米国民政府の担当官に報告した。

- ② 金融検査庁は1966年11月9日、米国民政府より琉球政府総務局文書課経由で伝達された旧相互銀行役員の復帰は認めないとする「ワーナー書簡」（筆者注：資料3）<sup>20)</sup>を受け取る。庁長と次長はそれを行政主席に上申するが、行政主席は、一言もしゃべらず何の指示もしなかった。
- ③ 金融検査庁長神谷嘉盛は、同日、同書簡に基づいて中央相互銀行および南陽相互銀行の頭取にワーナー書簡の趣旨を説明し、布令第37号を遵守するよう口頭で指示する。併せて、書簡に訳文を付け、報道機関に配布した。
- ④ 沖縄タイムスは1966年11月10日の夕刊、11日朝刊第1面の社説および第2面に、琉球新報は11日第1面および第2面において、旧役員の企図とその動き、それを阻止するべしとするワーナー書簡の全文が注釈付で報道される。
- ⑤ このワーナー書簡やマスコミ報道を受けて、南陽相互銀行ではすでに役員会で決めてあった新役員人事を白紙に戻し、また中央相互銀行も書簡の線に沿った調整を進め、旧役員の復帰の道が閉ざされた<sup>21)</sup>。

当時金融検査庁次長であった与座章健は、このマスコミを利用して相互銀行旧役員の復職を止めた神谷嘉盛の行動を、「銀行監理官、神谷金融検査庁長の出番である。このワーナー書簡の全文をマスコミに広報する措置をとった神谷庁長の果敢や良し」と絶賛している<sup>22)</sup>。

1966年11月11日沖縄タイムス第1面社説「むし返す金融肅正人事」は、行政主席および金融検査庁長に対し、「政府当局者として書簡の力を借りて事態を収めようとする考え方は、絶対に排除すべきである。……事前に琉球政府の方針を明確にして意思の疎通を図っ

19) 1966年11月2日琉球新報においても、このことが報道されている。これについて、金融検査部長であった外間完和は「相互銀行の旧役員の復職は、行政主席のバックアップがなくして出来る筈がない。民間の一株式会社の人事問題であるとして、過去の金融機関の腐敗経営者の不祥事件に積極的に目をつぶり、行政府の監督権を放棄したまま、無関係、無責任を決め込んでいた」と強く非難している（外間完和「[2000] 269頁」）。

20) 米国民政府民政官ジェラルド・ワーナーから琉球政府行政主席宛ての書簡。

21) 1966年11月11日沖縄タイムス。

22) 与座章健「[2020] 47頁」。

ていたら、このような書簡を受けずに済んだはずだ」と猛省を促している。しかし実態は、行政主席は人事に介入しないとしていたことを受け、金融検査庁長が民政官のお墨付きを得て旧役員の復帰を阻止したというものだ。金融行政に対する政治圧力には、まだ米国民政府の威光が必要な時代であった。自治権の拡大を主張する琉球政府の尊厳を守るうえから、まことに残念な出来事であった。

### 資料3 ワーナー書簡<sup>23)</sup>

- 一、最近の新聞報道によると、以前の銀行経営者たちが、南陽相互、中央相互の経営者の地位へ復帰しようと計画しているということであるが、これは私の注目の的である。
- 一、貴殿もよく、ご承知のとおり、琉球の銀行は60年ごろ、銀行経営者および職員による違法行為、不健全な経営および不誠実な行為によって、瓦解寸前の危険に直面していた。帳簿記録の虚偽の操作によって秘密資金を造出したこと、およびこの資金を不法に使用したことはぬぐい去るのに数年もかかるような汚点を残すことになった。
- 一、経済界、とくに金融部門における役員、職員による無節操、非道徳的かつ不誠実な行為から預金者、株主および一般社会を保護するのが、近代国家に負わされた責任であるということは周知のとおりである。
- 一、高等弁務官布令第37号<sup>24)</sup>にかわる適切妥当な立法がなされるまで、琉球政府ひいては金融検査庁が同布令の目的と意図を遂行することを私は期待する。改正第1号による同布令第8条a項は、「資金着服の罪で有罪判決を受けたことのある者又は判決の有罪無罪を問わず斯る罪を犯したことを認めた者及び重罪の判決を受けたことのある者は、如何なる銀行でも雇用<sup>25)</sup>してはならない」と明確に規定している。
- 一、行政主席は布令第37号および銀行関係法の執行を要請する責任を有する。金融検査庁は、不満足な状態を是正しかつ同布令が順守されるために必要な措置をとらなければならない。
- 一、報道されているように経営者の地位に復帰しようとしている旧相互銀行などの役員については、全員ではないにしてもそのほとんどのものが、琉球のどの銀行でもまたいかなる資格においてでも職を得ることは禁止されているというのが私の意見である。
- 一、したがって確立された権威を愚ろうしようとするものに対してはこのような行為をただちに思い止めるよう命令すべきである。琉球政府は銀行のあるべき姿、安定性および信用を保証してやらなければならない。

23) 1966年11月10日沖縄タイムス（夕刊）。このワーナー書簡の原本を沖縄県公文書館において探し出すことはできなかった。

24) 1961年1月30日高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」。

25) 行政府（琉球政府）は、この条文は「雇用」とあることから職員を対象としたものであり、取締役は使用者で雇用の対象とはならないのでこの条文は適用されないとして、旧役員の復帰問題に対しては不介入の態度をとっていた。米国民政府の解釈によると、株式会社においては全株主が使用者であり、代表取締役を含む全役員、一般職員はすべて雇用されていることになり、同布令の適用は当然だとしている（1966年11月11日沖縄タイムス）。

本件の沖縄中部銀行営業仮免許申請に戻ろう。金融検査庁銀行課は、「銀行設立発起人等が1970年4月27日の琉球新報朝刊及び同年4月30日の沖縄タイムス朝刊において、営業仮免許申請の取扱いについての当庁の見解に反論するということで、自分本位のしかも事実反することを公表している。本来ならば、最終的な決裁を得ていない未決定の事項について、しかも新聞紙上で、公開論議すべきものではないが、そのまま黙視すると関係者並びに住民の誤解を招くおそれがあるので下記（筆者注：資料4 中部銀行の設立について）によって、琉球新報及び沖縄タイムスの両日刊紙に公表してもよいでしょうか。なお、発起人等の発表が金融検査庁の見解に反論するというかたちをとっているの、この公表は当庁の責任において当庁の回答というかたちで公表したい」との決裁文書を作成し、金融検査庁長神谷嘉盛の決裁を受けている<sup>26)</sup>。決裁文書は神谷嘉盛の段階で終わり、担当局長である通商産業局長には回覧されていない。神谷嘉盛がこのような手段で日刊紙に投稿することができたのは、1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」（改正第1号）第4条の金融検査庁職員の身分保障があったからだ。

#### 資料4 中部銀行の設立について

中部銀行設立認可について大部、自分本位に事を解釈したりそれを発表したりしているので、住民各位、とくに中部の方々の公正な判断に供するため、当庁の見解の一端を公開したい。

- 一、日本復帰を控え、あるいは復帰後においても、沖縄の地元産業の育成担当金融機関として、重大な責任を負う銀行、相互銀行は、個々の思惑を捨て、総力を結集して効率化を図らなければならないときである。配当の自由化、金利の自由化を目標に競争原理の導入された効率化行政が進められている時、効率の悪い個々の銀行の存続は問題であり、自然に淘汰されていく傾向にあることは明らかである。そういう時に、銀行をあと一行新設することは、時代に逆行するものであり、決して地元産業の育成に役立つものではなく、理解できない。
- 二、広大な土地の埋め立て事業への融資、あるいは本土の大手企業の誘致に協力できる能力は新設の銀行がよく出来ることではない。本土側の提携銀行がそういうものに資金を投入することも全く考えられない。本土の都市銀行は系列産業へ融資するだけの資金も不足がちであり、当地の銀行と業務提携あるいは系列化等につながるとむしろ当地より資金を吸い上げて本土で運用することにしかない。民間銀行の融資は強力な安全度の高い企業側に優先して流れるのは当然であり、それは水が低い所へ流れるのと同じ原理である。従って、中部銀行の計画は却って県益に反することになりかねない。また住友銀行が中部銀行と業務提携をするといっているようだが、そういういい方は住友銀行に対しても迷惑ではなかろうか。というのは、それは住友銀行の一部長の個人的発言で

26) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行関係陳情書1970年』（資料コード0000033161）「1970年5月2日銀行課『仮称株式会社沖縄中部銀行の営業仮免許に関する当庁見解の公表について』」。

あり、住友銀行としての対外的なコミットメントではないからだ。それについては、大蔵省もそのようにいっており、真に受けては困るといっている。

- 三、銀行法の規定からすると、中部銀行が一企業に融資できる限度は僅かに7万5千ドルである。新設当初の銀行がどうして大干拓事業に要する膨大な資金を調達し、融資するのだろうか。その事業計画による預金吸収高はどう見ても無理なものであり、計画どおりの実行は期待できない。

「中部銀行の性格、事業目標について特に開発銀行的なものを指向している」とあるが、現行の銀行法令、商業銀行の性格から、そういう事は不可能である。商業銀行は短期運転資金を主として取り扱うものであるから、既存の銀行は中部地区をないがしろにしているから、中部地区の振興は中部銀行でなければならないというのは申請人の錯覚であるか、単なるうたい文句ではなかろうか。良識ある経営者は物事の判断が正確無比でなければならないからである。また、中部地区に本店を置いた銀行も結局那覇へその本店を移転させた過去の事例をよく知っておられるはずであるからである。組合金融なら中部地区に限定もできようが銀行の運営は琉球経済を一円としてなされなければならないものである。無理に中部を意識して融資活動を行なうと、不良債権を多くし、銀行の存立を危うくする。

「要するに中部にあるため融資上の差別という弊害をなくし適正評価による貸付を行なう」と言っておられるが中部地区を差別することは、法律は許していないし、その事実もない。

- 四、「経済理論では金融検査庁のいうとおりであるが、我々は政治論で以て是非中部銀行を設立したいのだ」と言っておられるが、銀行は政治力でできるものでないし、却ってそれがマイナスに作用する場合が多く危険である。そういう考え方では、銀行の信用が得られるはずがないからである。銀行経営の歴史はそのことを如実に物語ってくれる。

また、銀行の新設が軍雇用員の解雇等で問題になっている労働力の吸収に有利に作用するという考え方はおかしい。普通の生産企業並みに労働力の吸収または失業対策と考えると大変である。銀行は預金者保護と融資企業の育成という公的機能を先ず念頭に入れて運営されるべきである。失業対策は別の部門で行うべきである。

- 五、「中部銀行によって混乱がおきないことは金融検査部内でも認めている」については、金融検査庁としても文字どおり混乱ということは毛頭考えていない。定められた法令を遵守し、与えられた権限を適正に行使すれば混乱はあり得ない。金融機関を作り、無益の競争を招くことは結果的に利用者にマイナスとなることを経験上充分学んでいることをいわんとしたものである。特に復帰を目前にした非常事態においては、一層そのことに留意しなければならない。

- 六、「新銀行設立を昨年申請して以来、既存銀行は中部支店に対し、支店長権限による貸付ワクを8千ドルから1万5千ドルに慌ててアップしたことからも理解できる。もっともこの程度融資ワクを拡げても復帰に備える中部商工業者の資金需要を満たすものではないが…」についてであるが、支店長権限の貸付ワクを昨年4月以降引き上げた銀行は

ない。

また、支店長権限貸付ワクについても、いかにも中部地区の支店のみに貸付ワクを定めてあるような印象を受けるが、沖縄全県下の営業店はその支店の規模等によってランクを設けて決められているのであり、那覇地区の支店、中部地区の支店ともに同じ条件である。この支店長権限貸付ワクを超えたものは、本部の決裁を得れば法令の範囲内において貸付することができる。

七. 金融検査庁長の見解として、いかなる「名プランでも新銀行設立はノーである」とし、また、経済関係各局長は賛成し、ひとり金融検査庁長のみが反対しているかのように公表しているが、行政府でまだ決定もされていないことを単に感触のみにより、都合のよいことだけをしかも事実を曲げて公表すると関係者に公正な判断を誤らせるおそれがある。

八. 資金が中部から那覇に不当に流れていることを数字を上げて非難しているが、次のことを念頭に入れてよく考えていただきたい。

商業銀行を経営する第一の原則は預金者保護である。そのためには、少なくとも預金者に対して30%以上の預金支払準備金を持たなければならない。それを資金のコントロール上本部に集中しているだけに過ぎず本部が那覇地区で貸付けているのではない。また、商業金融は経済の原則に従って流れるものであり、政策金融のような実体経済に先行するものではない。設立計画の数字を検討すると無理なところが多く、設立後の経営に当庁として万全の信頼を寄せることができない。

この「中部銀行設立問題に対する金融検査庁長神谷嘉盛の見解」は、1970年5月5日付琉球新報、同年5月7日付沖縄タイムスに掲載される。設立発起人大山光にとっては、思ってもいなかった金融検査庁長神谷嘉盛からの反撃であった。早速、大山光は1970年5月12日、琉球新報等に掲載された「中部銀行問題に対する金融検査庁長神谷嘉盛氏の見解」は行政主席の許可を得たものであるのかとの資料5の質問状を行政主席に提出する<sup>27)</sup>。

#### 資料5 質問状

みだしのことについて下記のとおり質問致しますので、御答え願いたい。

#### 記

- (1) 1970年5月5日付琉球新報記事及び同年5月7日付沖縄タイムス記事による「中部銀行問題に対する金融検査庁長神谷嘉盛氏の見解」の発表は、琉球政府の主席若しくは首脳部の許可又は内諾を得た後に発表されたものであるか否か。
- (2) 金融検査庁の前銀行課長は1970年5月7日付で、沖縄銀行計画部調査役の地位についているが、同氏の場合は銀行布令第37号第17条により行政主席の認可を得なければなら

27) 同上(資料コード0000033161)「1970年5月12日仮称沖縄中部銀行設立発起人代表大山光 行政主席宛て質問状」。

ないと思料されるが、認可の手續きを得たか否か。

これ受けを金融検査庁銀行課では1970年5月15日、金融検査庁長見解は文字どおり庁長限りの見解であるとする資料6の回答案「仮称沖縄中部銀行からの質問状について（回答）」を作成し、庁内での決裁を終えている<sup>28)</sup>。その決裁文書には発遣番号と日付が書き込まれていないことから、行政主席名で大山光宛てに「質問事項について（回答）」が交付されたかは不明。

#### 資料6 回答案

1970年 月 日金銀第 号

仮称沖縄中部銀行設立発起人代表大山光あて

行政主席名

#### 質問事項について（回答）

1970年5月12日づけで質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

#### 記

##### (1) について

「金融検査庁長見解」は文字どおり庁長限りの見解であります。この見解が発表された動機は、1970年4月27日づけの新報朝刊記事「金融検査庁見解は不当」等にありますが、すなわち、貴殿が反論もしくは発表している「金融検査庁の見解」なるものは、言葉尻のみをとらえて単なる想定問答のようなものであり、これでは住民各位に重大なる誤解を招きかねないからであります。そこで発表のとおり、住民各位の公正な判断に供するため敢えて見解の一端が公開されたわけであります。

##### (2) について

前銀行課長の銀行就職は布令第37号第17条に抵触するものではありません。すなわち同条の訳文は誤解されやすい部分があるが、これを原文に照らしてみますと、銀行検査官は被検査機関もしくはその役職員から「貸出等の信用、有価物及び役務の贈物、記念品及び手当等の形で直接間接に受けてはならない」となっています<sup>29)</sup>。これについては、民政府も同じ解釈であることを申し添えておきます。

#### へ。申請人からの請願・異議申立て

設立発起人代表大山光は1970年5月15日、弁護士田畑源一を代理人として、行政主席に対し沖縄中部銀行営業仮免許申請に係る請願を行う<sup>30)</sup>。請願の趣旨の要約は次のとおり。

28) 同上（資料コード0000033161）「1970年5月15日通産局金検庁銀行課『仮称沖縄中部銀行からの質問状について（回答）』」。

29) 1961年1月30日高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」第17条は、銀行検査官に対する貸付および贈与を禁止する規定であり、金融検査官の民間会社への転職を規制するものではない。

- ① 申請に対して未だ仮免許されないのは、既存銀行等の排他的独占的反対、妨害的介入の結果と思料されるが、このようなことは絶対に許されない。
- ② 銀行法は沖縄銀行のための特別法ではない。銀行法の要件を具備充足する者に対して差別なく平等に適用される一般法である。したがって、銀行法に規定する要件を具備する限り、仮に不備欠陥があるとすればその点を補完させる等をして、申請に対し仮免許して然るべきである。
- ③ 沖縄において、弱小零細中小企業ないし無産の庶民大衆の利用に奉仕する金融機関としての本件申請に係る庶民大衆銀行の存在が渴望され、かつ必要不可欠とされている。

また、設立発起人大山光は1970年6月11日、弁護士田畑源一を代理人として、行政主席に対し沖縄中部銀行営業仮免許申請に係る不作為についての異議申し立てを行う<sup>31)</sup>。さらに、1970年9月28日に再度請願を行っている<sup>32)</sup>。

#### ト. 沖縄中部銀行と沖縄信託との合体

沖縄信託（大城毅社長）と沖縄中部銀行設立発起人会（大山光代表）は、1970年12月3日の話し合いで全面的にタイアップする方針を決定し、資料7の覚書を交わした<sup>33)</sup>。

#### 資料7 覚書

株式会社沖縄信託と仮称株式会社沖縄中部銀行設立発起人会は、相互の信頼と合意に基づいて左記の通り覚書をとり交わした。

#### 記

- (一) 株式会社沖縄信託は、その定款中つぎの事項を改正するものとする。
    - (イ) 資本金を貳拾五萬株（貳拾五萬弗）に増資すること（筆者注：払込資本金25万ドルを2倍に増資）。
    - (ロ) 授權資本金を貳百萬株（貳百萬弗）とすること。
    - (ハ) 取締役は貳拾五名以内とすること。
  - (二) 監査役は参名以内とすること。
  - (ホ) 専務取締役を貳名以内、常務取締役を五名以内とすること。
  - (ヘ) 会社の代表者を会長、社長及び先順位の専務とすること。
- (二) 仮称株式会社沖縄中部銀行設立発起人会は、つぎの事項について責任を負うものと

30) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行関係陳情書1970年』（資料コード0000033161）「1970年5月15日株式会社沖縄中部銀行設立発起人総代大山光 請願書」。

31) 同上（資料コード0000033161）「1970年6月11日株式会社沖縄中部銀行設立発起人総代大山光 不作為についての異議申立書」。

32) 同上（資料コード0000033161）「1970年9月28日株式会社沖縄中部銀行設立発起人総代大山光 請願（第2回）」。

33) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行設立申請関係文書 沖縄興業銀行関係 1973年』（資料コード0000033187）「昭和45年12月25日沖縄・北方対策庁沖縄事務局長沖局第3260号『中部銀行設立問題について』添付書類」。

する。

(イ) 資本金貳拾五萬株(貳拾五萬弗)をひき受けて払い込みをなすこと。

(ロ) 会長、専務、常務取締役、監査役各壱名、顧問四名及び非常勤取締役五名を指名すること。

(三) 相互の協力により増資を完了した後は速やかに銀行業務の認可申請を琉球政府に対してなすものとする。

(四) 仮称株式会社沖縄中部銀行設立発起人会により指名する役員及び顧問は左の通りとする。

(イ) 会長 池田光政 (ロ) 専務 上間政俊 (ハ) 常務 伊波武夫

(ニ) 監査役 大山光 (ホ) 非常勤取締役 未定

(ヘ) 顧問 大山朝常 潮平親誼 池原久吉 島袋良繁

(五) 本覚書は株式会社沖縄信託の取締役会及び株主総会(筆者注:1970年12月21日開催臨時株主総会)によって承認されたときに効力を発するものとする。

右の通り覚書式通を作成し、各記名捺印して後日の証とする。

壱九七拾年拾貳月参日

株式会社沖縄信託 代表取締役 大城毅

仮称株式会社沖縄中部銀行 設立発起人会代表者 大山光

このことについて、沖縄タイムスは1970年12月7日朝刊で報道する。その際、両者の合体の背景を、「沖縄信託は、沖縄中部銀行発起人会の要請を受けて、中部進出に意欲を見せていた。一時は、那覇市内国際通りの本店をコザに移転する計画もあったが、当期決算で13万9千ドル余の欠損を出したことから、この計画を断念、かわって、同信託コザ支店を充実させることになった。一方、沖縄中部銀行発起人会は、昨年秋、行政府に銀行設立のための認可を申請、主席決裁は下っていないが、主管の金融検査庁は真っ向から認可に反対、政治問題などもからんで微妙な様相を帯びている。その間、発起人会は、政府を相手どって行政訴訟準備まで進めてきた。しかし、復帰を控えて、銀行新設の環境にないこと、行政府の方針も金融検査庁の見解に近い、などから、沖縄中部銀行認可の見通しはほとんどない。さらに、同銀行が復帰後に、住友銀行沖縄支店となる構想も、本土大蔵省および住友銀行側は否定している。発起人会側はこれらの事情から、沖縄中部銀行に代わる「中部経済圏の金融機関」として沖縄信託に目をつけたものと見られる。4日、沖縄信託に25万ドル出資し、同社会長に池田光政氏ら取締役8人、監査役1人を送り込むことで同信託と覚え書きを締結している」と解説する<sup>34)</sup>。

沖縄信託の1970年12月21日開催臨時株主総会の議事録を確認した金融検査庁銀行課は1970年12月23日、「沖縄中部銀行設立発起人会と沖縄信託の関係について」と題するメモを残している<sup>35)</sup>。そのメモには、臨時株主総会において覚書の内容が決議されたことと、

34) 1970年12月7日沖縄タイムス。

「これで沖縄中部銀行問題は片がついたものと認められます」との意見が付け加えられていた。

チ．沖縄・北方対策庁沖縄事務局長の上申

当時この沖縄中部銀行問題はかなり政治問題化されていたのであろう。沖縄・北方対策庁<sup>36)</sup>沖縄事務局長は昭和45（1970）年12月25日、沖縄・北方対策庁長官宛てに資料8「中部銀行設立問題について」と題する報告書を上申している<sup>37)</sup>。

資料8 中部銀行設立問題について

標記に関し琉球政府金融検査庁長から下記のとおり事情聴取したので報告します。

記

- 1 1969年10月18日沖縄中部銀行設立発起人（代表大山光）から別添写（略）のとおり、コザ市に本店を置く信託兼営銀行の設立申請がなされたが、金融検査庁では沖縄における銀行配置の現況からみてこれ以上銀行を増やすのは認めがたいとして設立認可を行わない方針で対処してきた（認可しない旨の通知文書は通産局長のところで留保されていた）。
- 2 その間発起人側では政治的動きも含め、琉球政府に対し早期免許方陳情を行ってきたが、最近になり銀行免許は不可能と判断した模様で、去る12月4日沖縄信託銀行<sup>38)</sup>（社長大城毅）と別添覚書き（筆者注：上記資料7覚書き）に調印した（沖縄信託銀行と結びついた背景として、沖縄中部銀行発起人大山光はコザ市長大山朝常（社大党）夫人、沖縄信託銀行社長大城毅は大城組社長大城鎌吉の長男で社大党代議士安里積千代の女婿であるといった人的関係が考えられる）。この覚書きは、
  - (1) 沖縄中部銀行設立発起人のメンバー15人が、全体で25万ドルの資金を沖縄信託銀行に投資する。
  - (2) 沖縄中部銀行設立発起人のなかからも沖縄信託銀行に役員を送りこむ。
  - (3) 沖縄信託銀行コザ支店を整備する。

35) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行関係陳情書1970年』（資料コード0000033161）「1970年12月23日『沖縄中部銀行設立発起人会と沖縄信託の関係について』」。

36) 沖縄・北方対策庁は昭和45（1970）年5月1日沖縄・北方対策庁設置法に基づき総理府の外局として設置された（第2条）。同庁の任務は、沖縄の復帰に関し、その準備のための施策を推進し、並びに沖縄の経済及び社会の開発及び発展を図り、あわせて北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、沖縄及び北方地域に係る国の行政事務（外務省の所管に属する事務を除く）を総合的に行なうことである（第3条）。沖縄・北方対策庁の機関として、沖縄島那覇に、沖縄事務局を置く（第9条）。これにより従来「総理府特別地域連絡局」に代わり「沖縄・北方対策庁」が発足し、那覇の出先機関も「沖縄事務所」から「沖縄事務局」に昇格した。

37) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行設立申請関係文書 沖縄興業銀行関係 1973年』（資料コード0000033187）「昭和45年12月25日沖縄・北方対策庁沖縄事務局長沖局第3260号『中部銀行設立問題について』」。

38) 「沖縄信託銀行」は「沖縄信託」の間違い。

を主たる内容とするもので、沖縄信託銀行ではこれを受けて12月21日開催予定の臨時株主総会で定款改正、役員の選任（設立発起人側から会長、専務、常務を予定）を行なう予定である。

- 3 本問題がこのような結末をみたのに対し、金融検査庁長は、「沖縄信託銀行は1970年9月期決算で139,734.29\$の欠損金があり、信託者保護の見地からかねて同行の増資は必要であると考えていた。また、これで沖縄中部銀行設立問題も一応の解決をみるようになったので歓迎する」という見解を示している。
- 4 なお、覚書き（筆者注：上記資料7覚書）中「(三) 相互の協力により増資を完了した後は速やかに銀行業務の認可申請を琉球政府に対してなすものとする」という文言があり、設立発起人側はなお、銀行設立をあきらめていないようにみえるが、沖縄信託銀行大城社長はとくに説明を加え「沖縄中部銀行側の顔を立てて挿入したもので、自分としては可能であるとは思っていない。実質的には意味のないものである」と金融検査庁長に語った由である。

#### リ. 行政主席の決裁に1年3ヵ月を要した仮免許申請

上述ロのとおり、金融検査庁銀行課は、大山光から1969年10月18日付で申請のあった「沖縄中部銀行の仮免許」について、「仮免許しない」旨の決裁文書を1969年11月12日に起案し、1969年11月28日通商産業局長に提出するが、同局長のもとで長期にわたり留保されていた。1970年12月3日に上記トの沖縄信託と沖縄中部銀行発起人会の覚書が締結されたことから、行政府幹部の決裁が動きだし、1971年1月7日に行政主席の決裁が完結する。行政主席屋良朝苗は同日の1971年1月7日、沖縄中部銀行発起人代表大山光宛てに次の資料9の指令金第3号「仮免許しない」旨の通知文書を交付する<sup>39)</sup>。金融検査庁では本件が政治問題化するとみて、決裁文書に数値データを含めB5版17頁にわたる「仮免許しない理由」の補足資料を添付している。大部の資料であることから、ここでは省略する。

#### 資料9 指令金第3号通知文書

発起人代表 大山 光

1969年10月18日づけで申請のあった銀行業務（信託業務兼営）の営業仮免許については、銀行法第10条に基づき次の理由により仮免許しない。

1971年1月7日

行政主席 屋 良 朝 苗

- 1 銀行業務及び信託業務を営む機関は、既に普通銀行2行（うち1行<sup>40)</sup>は信託業務兼

39) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行関係陳情書1970年』（資料コード0000033161）「金融検査庁銀行課起案1969年11月12日『株式会社沖縄中部銀行の仮免許について（伺）』」。

40) この1行は沖縄銀行を指している。琉球銀行は1970年2月23日、米国民政府からの信託業務の兼営に関する認可書を金融検査庁に提出し、同年3月2日から信託業務を開始している。決裁文書を起案した1969年11月12日の時点では、信託業務兼営は1行であったが、通知文書発出日の1971年1月

営), 相互銀行 2 行, 信託会社 2 社あり, 新設を認めることは, 競合関係を招きこそすれ良質な資金の供給源となることは期待できない。

- 2 銀行業務(信託業務を含む)は, その性質上運用利鞘はうすく, 多大な業務量を獲得しなければ採算がとれないが, 検討したところ, 申請行は採算可能な業務量を獲得することは可能でなく, その存続も無理であると認められる。
- 3 本土においては, 一県一行主義が図られており, 早晚本土復帰が実現すれば, 既存の銀行(相互銀行, 信託会社も同じ)でさえ合併あるいは転換を余儀なくされるおそれがある。銀行行政も, 復帰に備えて金融全体としての効率化を図ることを至上目標としているのが現状である。

#### ヌ. 陳情者に対する「仮称株式会社沖縄中部銀行設立認可方陳情について(回答)」

金融検査庁は上記口の陳情者中部振興会会長大山朝常および中部市町村長会会長大山朝常に対し, 「本件は1971年1月7日付指令金第3号において仮免許しないこととされた」旨の回答資料10を行政主席名で1971年3月15日に金銀第52号「仮称株式会社沖縄中部銀行設立認可方陳情について(回答)」と題する文書において発出している<sup>41)</sup>。これにより沖縄中部銀行仮免許申請の決着が付いた。と思われていた。

#### 資料10 仮称株式会社沖縄中部銀行設立認可方陳情について(回答)

中部振興会ならびに中部市町村長会におかれましては, 復帰に向け基地経済からの脱却を図るべく既存産業の再開発, 新規産業の開発に鋭意努力を払われ, その効果は漸次顕われつつあるものと確信します。政府においても, 政策金融のあり方についてはあらゆる角度から検討を加え, 地域格差等が生じないよう万全を期しております。

ところで, 貴会から要望のありました民間人による中部地域開発金融機関の設立につきましては, 慎重に検討しましたところ, 別紙指令(写し)(筆者注: 資料9)のとおり仮免許しないこととしました。これは既存銀行の保護というのではなく, 良質で豊富な資金の供給を図るには, 金融の効率化を図ることが焦眉の急務であると認められたからであります。すなわち行員一人当たり資金量をとってみましても, 沖縄は本土平均の約半額であり, したがって格差是正ひいては安定した多量の資金の供給を確保することが, この際, 金融行政の至上命令であるとみたわけであります。

なお, 本店が那覇市に集中している関係から, 資金の偏重を懸念する向きもありますが, 調査の結果そのような事実はなく, 有効なる資金需要には地域性を問わず, 銀行, 相互銀行さらには信託会社ともに積極的に融資しているのが現状であります。

以上の事情により, 貴意に沿うことができなかったのでありますが, ご諒承の程お願いします。

7日時点での信託兼営は2行となっていた。「うち1行」は訂正すべきであった。

41) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行関係陳情書1970年』(資料コード0000033161)「1971年3月15日金銀第52号『仮称株式会社沖縄中部銀行設立認可方陳情について(回答)』」。

### (3) 1972年1月18日沖縄中部銀行営業仮免許再申請

#### イ. 沖縄信託の南西銀行設立仮免許申請

上記(2)「ト. 沖縄中部銀行と沖縄信託との合体」にける資料7の1970年12月3日沖縄信託と沖縄中部銀行発起人会との間で締結した覚書では、「(三) 相互の協力により増資を完了した後は速やかに銀行業務の認可申請を琉球政府に対してなすものとする」とされていたが、その後の動きをみておこう。

[沖縄信託コザ支店の整備拡大]

沖縄信託は1971年2月1日、沖縄中部銀行発起人会の経営参加で社員の増員を図ったことからコザ支店の整備拡大を図るとして、行政主席宛てに「沖縄信託コザ支店々舗移転申請書」を提出する<sup>42)</sup>。

行政主席は1971年2月12日、沖縄信託取締役社長大城毅宛てに指令金第8号において、銀行法第73条の規定によりコザ支店の位置変更を申請のとおり認可する。

[中村晁兆による増資]

沖縄信託は1971年4月16日、行政主席宛てに25万ドルの「増資認可申請について」を提出する。増資理由は「当社は去る2月増資(25万ドル)したばかりですが、来年の本土復帰を控え、金融業界の再編、統合などがさげばれている昨今、当社としましては、資本の充実と資本量の増大をはかるのが最良の施策であるという見地から、かねがね中村晁兆<sup>43)</sup>氏と増資(25万ドル)について話し合いを進めてまいりましたがこのほどまとまりました。増資したあかつきには会社の業績の向上発展に全力をつくす所存です」としている<sup>44)</sup>。ちなみに沖縄信託の1971年3月31日決算日現在における前期繰越欠損金は136,646.80ドル、当期純利益は24,905.89ドル、次期繰越欠損金は111,740.91ドルであった<sup>45)</sup>。

行政主席は1971年4月26日、沖縄信託代表取締役社長大城毅宛てに指令金第38号において、銀行法第23条の規定により25万ドルの増資を申請のとおり認可する。この増資の認可があり次第、沖縄信託は中村晁兆から100万ドルを借り入れる契約が1970年11月14日に交わされていた。当該契約によると、この100万ドルは大城組(代表者大城鎌吉)が那覇市牧志庁2丁目に建築中の国際ショッピングセンターに対し貸付されることになっている。また、今回の増資も国際ショッピングセンター建設資金調達の手段とみられていた<sup>46)</sup>。

[中村晁兆の代表取締役社長就任から辞任まで]

42) 沖縄県公文書館所蔵資料『行政一般に関する書類 沖縄信託 1971年』(資料コード0000033065)「沖縄信託1971年2月1日沖信第20号『沖縄信託コザ支店店舗移転申請書』,「1971年2月12日行政主席指令金第8号」。

43) 中村晁兆は1960年12月沖縄弁護士会登録, 1962年11月立法院議員(2期目途中の1966年7月退任)。

44) 沖縄県公文書館所蔵資料『行政一般に関する書類 沖縄信託 1971年』(資料コード0000033065)「沖縄信託1971年4月16日沖信第1号『増資認可申請について』」。

45) 同上(資料コード0000033065)「株式会社沖縄信託第8期業務報告書(自1970年10月1日至1971年3月31日)」。

46) 同上(資料コード0000033065)「1971年4月21日金融検査庁銀行課決裁文書『借入金の勘定処理について』」。

沖縄信託は1971年5月21日、中村暁兆を役員に選任する。その旨を同年6月29日、行政主席宛て「役員選任に関する届出の件」において届け出る<sup>47)</sup>。

沖縄信託は1971年6月16日、行政主席宛てに定款第5条の発行株式総数を50万株から200万株に変更する「定款変更に関する届出について」を提出する<sup>48)</sup>。届出理由は、中村暁兆からの増資（25万ドル）を受け入れるため、発行株式総数を増加する必要があるためとしている。定款の変更は銀行法第73条に基づく届出事項となっているが、本件の資本金の変更は第23条に基づく認可事項に該当することから認可申請が必要であった。

このため、沖縄信託は1971年7月5日、行政主席宛てに「発行する株式総数の変更認可申請について」を提出し、発行株式総数を50万株から200万株に変更する認可申請を行なう<sup>49)</sup>。行政主席は1971年7月17日、沖縄信託代表取締役社長大城毅宛てに指令金第61号において、銀行法第23条の規定により申請のとおり認可する。中村暁兆からの資本金払込期日は確認できなかったが、1971年9月30日現在の貸借対照表において前期から25万ドルの増資を確認することができた<sup>50)</sup>。

沖縄信託は1971年7月22日開催の取締役会において、代表取締役会長大城毅（前代表取締役社長）、代表取締役社長中村暁兆、取締役池田光政（前代表取締役会長）を選任する。その旨を同年8月20日、行政主席宛て「役員の地位変更に関する届出の件」において届け出る<sup>51)</sup>。

しかし、代表取締役社長中村暁兆は就任から5か月後の1971年12月22日に辞任し、同年12月27日開催の取締役会において、代表取締役社長大城毅（前代表取締役会長）、代表取締役専務上間政俊が選任される。沖縄信託は1972年1月7日、その旨を行政主席宛て「役員の地位変更に関する届出の件」において届け出る<sup>52)</sup>。

[金融検査庁 沖縄信託検査報告書]

金融検査庁では1972年3月27日から同年4月7日までの10日間、1972年3月27日現在の沖縄信託の検査を行っている。この検査は総合検査方式によるものではなく、大口信用集中の状況および資産内容について限定されたものであった。その検査報告書の概要は次のとおり<sup>53)</sup>。

47) 同上（資料コード0000033065）「沖縄信託1971年6月29日『役員選任に関する届出の件』」。

48) 同上（資料コード0000033065）「沖縄信託1971年6月16日沖信第9号『定款変更に関する届出について』」。

49) 同上（資料コード0000033065）「沖縄信託1971年7月5日沖信第11号『発行する株式総数の変更認可申請について』」。

50) 同上（資料コード0000033065）「1971年7月17日行政主席指令金第61号」。

51) 同上（資料コード0000033065）「株式会社沖縄信託第9期業務報告書（自1971年4月1日至1971年9月30日）」。

52) 同上（資料コード0000033065）「沖縄信託1971年8月20日沖信第15号『役員の地位変更に関する届出の件』」。

53) 沖縄県公文書館所蔵資料『検査報告書 沖縄信託 1972年3月27日現在』（資料コード0000032944）「株式会社沖縄信託1972年3月27日現在検査報告書」。

### ① 株主の状況

代表取締役社長を辞任した中村晁兆が保有していた25万株25万ドルの株式は、1972年1月25日に35千株35千ドルは株式会社守礼カントリークラブ代表者手塚誠に譲渡され、また1972年2月28日に15千株15千ドルは株式会社守礼カントリークラブ職員に譲渡されている。残り20万株20万ドルは依然として中村晁兆名義となっているが、その株券については中村晁兆に対する債権者（手塚誠）が差し押さえているとの情報があるが確認していない。情報によると、沖縄信託が1971年6月に25万ドル増資した際の引受人は中村晁兆となっているが、実際の出資者は手塚誠であったようである。これにより、沖縄信託の株主は、大城毅25万株25万ドル、沖縄中部銀行発起人会25万株25万ドル、手塚誠25万株25万ドルとなり、手塚誠の影響力が大きくなる。手塚誠は、南欧観光株式会社の社長当時の昭和37（1962）年にダブル株券を発行するという事件を起こす。新聞等で報道されたため南欧観光の株価は暴落し、同社は上場廃止となる。現在、ダブル株券の支払いをめぐる係争中とのこと。沖縄においては、1968年3月7日に平和観光株式会社を設立、その後、同社は株式会社守礼カントリークラブに名称を変更する。

### ② 損益状況

最近3期間の経常損益は、1971年3月期35,890ドル、1971年9月期30,822ドル、1972年3月期（仮決算）35,849ドルと、各期とも一応黒字となってはいるが、これはあくまで数字面であって、その内容は当社の信託、固有両勘定とも多額の不良債権<sup>54)</sup>が計上されているため大幅に修正しなければならない。かなりの赤字が想定される。

### ③ 自己資本

沖縄信託の1972年3月31日現在の仮決算による自己資本は686,517ドル（資本金750,000、法定準備金1,500、繰越欠損金100,111、当期利益金35,128）計上されている。しかし、1972年3月27日を基準日として行なった検査結果によれば、この金額は大幅に修正を受けることとなる。即ち、資産査定の結果、信託勘定および固有勘定にはともに不良債権と認められるものが多額含まれており、これにより上記自己資本を修正すると、当社の1972年3月31日現在における自己資本はわずかに19,697ドルにすぎない。当社の自己資本毀損率は97%となり、財政状態は危機に瀕しているといえる。

### ④ 国際ショッピングセンターとの取引

沖縄信託と大城組（大城物産）との間に締結されているこの事業に関する委託契約の内容は、前回の検査後においても変わっていない。依然として、この事業の主体は沖縄信託であり、銀行法施行規則第16条違反<sup>55)</sup>を続けている。

54) 特定顧客（大城物産、丸山商事等）への融資が集中し、それが不良債権化している。

55) 1954年11月20日規則第86号銀行法施行規則第16条（信託資金運用の制限）は、信託資金を運用できる範囲を限定列挙している。本件は、沖縄信託が実質的に国際ショッピングセンターの建設を行っていることから、信託資金を自社物件の建設費用に充当していることになる。このような信託資金の運用は、銀行法施行規則第16条において認められていない。したがって、銀行法施行規則第

〔南西銀行仮免許申請〕

沖縄信託は設立から赤字が続き、また、大蔵省から本土復帰に際し、信託会社の存続は認めない意向が示されたことから、信託業務を存続させるため銀行への転換を画策する。南西銀行設立発起人代表・沖縄信託代表取締役社長大城毅は1972年2月14日、行政主席宛てに「南西銀行設立の仮免許申請について」を提出する<sup>56)</sup>。これを受け、金融検査庁長与座章健は1972年4月18日、大城毅宛てに金銀第77号「南西銀行設立の仮免許申請について」との回答文書を発出している<sup>57)</sup>。その本文は、「1972年2月14日づけで申請のあったみだしのことについては、下記理由により（省略）、検討することが不可能もしくは無意味なことであることをお知らせします。なお、沖縄信託の復帰対策については、預金者保護、株主投資家の利益擁護の観点から、又金融機関の公共性の面への配慮も加えながら、慎重に検討する必要があります。この点については、早急に当局と調整し、遺憾のないよう対処されたい」としている<sup>58)</sup>。

ロ. 沖縄中部銀行営業仮免許の再申請

沖縄信託の銀行業務認可申請に対する金融検査庁による却下は1972年4月18日付であるが、その前に沖縄中部銀行設立発起人代表大山光は、金融検査庁の動きを知ったのであろう。大山光は1972年1月18日、再度行政主席宛てに銀行業務（信託業務兼営）営業仮免許申請を行なう<sup>59)</sup>。発起人11名のうち代表者を含む6名が前回と同一人であり、申請理由も概ね前回と同趣旨である。

沖縄中部銀行設立発起人弁護士佐久本清良は、営業仮免許申請後に記者会見を行い、申請理由を次のように述べている<sup>60)</sup>。

- ① 1970年12月18日（筆者注：日付は間違いと思われる。沖縄中部銀行発起人が仮免許申請を行なったのは1969年10月18日、行政主席が仮免許しないとしたのは1971年1月7日）の申請は理由がわからないまま不許可になった。
- ② 復帰で大手金融の沖縄進出に伴い、県民利益を保護、あわせて中部地区経済の基地脱却の礎として中部に本店を置く銀行が必要である。

申請理由に加え、金融再編に取り残された沖縄信託（資本金75万ドル・代表取締役社長大城毅）を将来、吸収する方針を打ち出し、また、本土大手銀行の住友銀行と業務提携する計画だが、住友銀行の支店になることも考えていると述べたとのこと。

16条違反となる。

56) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄信託関係書類1972年』（資料コード 0000033118）「南西銀行（沖縄信託）への銀行業務営業仮免について」。

57) 同上（資料コード 0000033118）「1972年4月18日金銀第77号『南西銀行設立の仮免許申請について』」。

58) 仮免許申請理由および金融検査庁が本件をとりあげなかった理由については、小谷融 [2025] 26頁～29頁を参照されたい。

59) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行設立申請関係文書 沖縄興業銀行関係 1973年』（資料コード 0000033187）「1972年1月18日発起人代表大山光『銀行業務（信託業務兼営）営業仮免許申請書』」。

60) 1972年1月19日沖縄タイムス。

沖縄タイムス（1972年1月19日）は、このことについて、「沖縄中部銀行営業仮免許の再申請に対し、主管の金融検査庁は『新銀行の設立認可の可能性はあり得ない』としながらも、その取扱いに苦慮。前回の申請についても、三大選挙<sup>61)</sup>をバックにした政治的な突き上げがひどかっただけに、再申請には頭をいためている」との解説を行なっている。

#### ハ. 沖縄・北方対策庁沖縄事務局の上申

沖縄・北方対策庁沖縄事務局経済課は昭和47（1972）年1月22日、沖縄・北方対策庁調整部宛てに、「沖縄中部銀行設立申請について」と題する文書を作成し、沖縄中部銀行設立申請のこれまでの経緯と再申請の問題点として次のことを上申している<sup>62)</sup>。沖縄・北方対策庁調整部長田辺博通および同庁沖縄事務局経済課長村山努は大蔵省からの出向者であり、政治問題化した沖縄中部銀行問題は気がかりな案件であった。

- ① 琉球政府では沖縄中部銀行設立問題は、一応解決をみたものと考えていたところ、再度設立申請がなされたため、その真意をはかりかねており、取扱いに苦慮している。とくに、設立発起人のなかには政治的には保守から革新まで幅広く含まれており（復帰協の事務局長まで入っている）中部地区は屋良主席の出身地でもあることから、復帰後の県知事選もからみ、微妙なものがある。
- ② 金融検査庁では本問題に積極的に取り組む意向はなく、できうれば時間切れをねらいたい考えのようである。宮里副主席は本土政府に異存がなければ認可してもよいのではないかと洩らしている由である（金融検査庁長談）。
- ③ 設立申請の真意について一部には、復帰後における利権として確保しておこうとするねらいがあると推測する向きもある。
- ④ 現に申請理由書のなかにも住友銀行との提携を強調しており、記者会見でも「住友銀行の支店になることも考えている」（1972年1月19日沖縄タイム）と発言しているようである。
- ⑤ 住友銀行との関係がどの程度のものか当地でははっきりしないが、当初申請当時から申請者側では住友銀行との関係を強調しており、現に住友銀行の関係者が申請人側と接触しているという情報もある。金融検査庁でも住友銀行との関係また、住友銀行が積極的に支援する体制にあるとすれば、これに対する大蔵省の考え方を知りたがっている。

#### 二. 金融検査庁での検討状況

金融検査庁は、沖縄中部銀行仮免許申請について、次の理由から「仮免許しない」ことに決定した<sup>63)</sup>。

- ① 発起人11名のうち代表者を含む6名が前回と同一人である。

61) 三大選挙とは、1968年11月10日行政主席、立法院議員、同年12月1日那覇市長の選挙を指している。

62) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄中部銀行設立申請関係文書 沖縄興業銀行関係 1973年』（資料コード0000033187）「昭和47年1月22日沖縄事務局経済課」。

63) 沖縄県公文書館所蔵資料『中部銀行関係書類1972年』（資料コード0000032834）「1972年4月4日金融検査庁銀行課『株式会社沖縄中部銀行の仮免許について』」。

② 申請理由も概ね前回と同趣旨である。

③ 金融機関を取りまく社会的経済的環境は、復帰を間近に控え、むしろ厳しくなっている現状である。それ故に既存の金融機関においても銀行2社（うち1社は相銀）が合併、信託会社1社が銀行への営業譲渡、証券会社の2社が合併、損害保険会社の2社が合併し、整理統合の実現をみており、今やひとり金融機関のみならず他企業においても企業再編の渦中にあるといっても過言ではない状況である。

この決定を受け、金融検査庁銀行課は1972年4月4日、資料11の「仮免許しない」旨の指令案「株式会社沖縄中部銀行の仮免許について」を起案する。同年4月10日には通産局長の決裁が終わり、通知書交付日を復帰日直前の5月4日とし、文書発遣番号「指令金第52号」を取得、交付日を待つことになった。しかし、交付の前、1972年4月24日に発起人代表大山光から申請の取り下げがなされ、この決裁文書は、結果的に「廃案」となる。

#### 資料11 指令案

1972年1月18日づけで申請のあった銀行業務（信託業務兼営）の営業仮免許については、銀行法第10条の規定の基づき下記理由により仮免許しない。

#### 記

1. 既存県内金融機関は、これまでも経済発展の為企業に対する融資資金の確保、低金利資金の供給を図るため、内部合理化を推進してきたのであるが、本土復帰により円経済に直接包含され、本土企業と競争していく為に統合再編を余儀なくされており、昨年10月に2銀行（1行は相互銀行）の合併、1信託会社の銀行への営業譲渡、同11月に2証券会社の合併、更に12月に2損害保険会社が合併した。
2. このように、これまで県内においては、一応順調に経営してきた既存の金融機関でさえ本土企業と太刀打ちする為の再編を余儀なくされ、現在銀行業務及び信託業務を営む機関は、普通銀行2行（2行とも信託業務兼営）、相互銀行1行、信託会社1社となっているが、それでも他県に比べると多すぎるといわれている現状である。即ち県内には金融機関は各種充分配置されており、今さら新設を認めることは、既存金融機関の自主的再編を政府自らぶち壊すものであり、不当な競合関係を招きこそすれ良質な資金の供給源となることは期待できない。
3. 銀行業務（信託業務を含む）は、その性質上運用利鞘がうすく多大な業務量を獲得しなければ採算がとれないが、検討したところ、申請会社は採算可能な業務量を獲得することは困難で、その存続は無理であると認められる。
4. 本土においては、一県一行主義が図られており、昭和43年立法の「金融機関の合併及び転換に関する法律」<sup>64)</sup>により、弱小金融機関の整理統合が進められている。その為、

64) 昭和43（1968）年6月1日法律第86号「金融機関の合併及び転換に関する法律」。同法は、金融の効率化を促進し、もって国民経済の健全な発展に資する見地から、金融機関が相互に適正な競争を行なうことができるような環境の整備を図るため、従来の規定になかった異種の金融機関相互間の合併および転換に関する規定および合併、転換に伴う債権者等の利益保護等に関する所要の規定等

昭和30年以降普通銀行、相互銀行においては、実質的新設は1行もなく、むしろ最近10年間に於いて普通銀行が3行合併等により減少している現状にある。又、金融行政においても、競争原理の導入が図られ、昭和43年に金融機関における特殊な経理基準の設定<sup>65)</sup>、その上に立った配当規制の緩和等金融機関の経営環境は一層厳しいものになってきており、このような現状からして、全く新設の銀行は考えられない。

#### ホ. 沖縄中部銀行営業仮免許再申請取下げ

1972年1月18日付で発起人代表大山光から申請のあった株式会社沖縄中部銀行の仮免許については、上記二のとおり「仮免許できない」旨の指令書を回議中であったが、同申請人から1972年4月24日付で行政主席宛てに資料12の仮免許申請の取下書が提出された<sup>66)</sup>。金融検査庁が事情を聴取りしたところ、「銀行の新設は無理であると、全発起人の意見が一致したので取下げを決定した」とのことであった。金融検査庁では、本件について、屋良朝苗行政主席、宮里松正副主席に回議することにより完結とした。行政主席の決済日は1972年5月4日であった<sup>67)</sup>。

#### 資料12 取下書

1972年1月18日貴政府に対し、銀行法第9条の規定により、銀行業務（信託業務併営）の営業仮免許申請をしましたが、都合によりこれを取下げます。

#### ヘ. 金融検査庁職員の矜持

沖縄中部銀行問題は、与座章健がいうところの Natural Demands of Politics（政治の自然な要求）に対して、“滑り込みセーフ”で終わった。このような結果で終えることができたのは、高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」（改正第1号）第4条

---

をその内容としている（大蔵省銀行局〔1968〕85頁）。

65) 大蔵省銀行局長通達昭和42（1967）年9月30日蔵銀第1507号「銀行の経理基準について」を指している。同通達は、銀行の決算経理の明確化、近代化の一環として依命通達の形式で普通銀行、信託銀行、長期信用銀行および外国為替専門銀行の各代表社宛てに発遣され、各銀行は昭和42年（1967）度上期決算からこの基準に基づいて決算経理を行なうこととなった。この通達は、銀行の経理処理に企業会計原則を導入するとともに、銀行業の特殊性を考慮した上で内部留保の方法と基準とを統一化し、公表利益に当該期の実際の数値を反映させることを目的としており、銀行界におけるこれまでの決算経理に対する概念を大幅に変えることになる画期的なものであった（大蔵省銀行局〔1968〕131頁）。沖縄においては、行政主席が1969年7月11日、本土の「銀行の経理基準について」に倣って、金銀第157号「銀行の経理基準について」を発出し、1969年9月期決算から実施されている（沖縄県公文書館所蔵資料『法令及び例規令達に関する書類』（資料コード0000033116）「1969年7月11日行政主席金銀第157号『銀行の経理基準について』」。

66) 沖縄県公文書館所蔵資料『中部銀行関係書類1972年』（資料コード0000032834）「1972年4月24日発起人代表大山光『取下書』」。

67) 同上（資料コード0000032834）「1972年4月25日金融検査庁銀行課起案『株式会社沖縄中部銀行仮免許申請書の取下げについて』」。

において「金融検査庁の地位および独立性の維持，すなわち銀行監理官（金融検査庁長）およびその職員を政治的圧力から保護していた」からであった，のだろうか。復帰前になると米国民政府の威光はなくなっていた。例えば，1971年10月9日の琉球政府における通貨確認においても，米国民政府は，琉球政府に抗議はするが妨害措置をとるようなことはなかった。米国の施政権はすでに実効性を失っていた。

当時，琉球政府職員は，復帰後の自分たちが国家公務員になるのかまたは県庁職員になるのかという身分上の取扱いに最も関心を寄せていた。多くの職員は県庁職員になることを望んでいた。職員のこの振り分けは，昭和46（1971）年12月31日法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第32条（琉球政府の職員の承継）に基づく昭和47（1972）年5月1日政令第149号「沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令」により行なわれる。この分類によると，法の施行（昭和47（1972）年5月15日）の際，琉球政府の一般職に属する常勤の職員または特別職に属する職員として在職する者（元琉球政府職員）は，その従事している事務の種類その他の事情を参酌して，あらかじめ，内閣総理大臣または沖縄の市町村の長が琉球政府行政主席と協議して定めるところにより，国もしくは公共的団体または沖縄県の区域内の市町村職員（国等の職員）となり（政令第5条第2項），元琉球職員のうち第2項の規定により国等の職員となる者以外の者は，沖縄県の職員となる（政令第5条第3項）。この規定により，金融検査庁職員の事務の種類は国の業務に該当するとされ，職員全員が国の沖縄総合事務局財務部に異動することになった。一方，琉球政府の幹部職員は県庁に移る。その時点で，沖縄総合事務局には旧金融検査庁職員の上司となる旧琉球政府職員はいなくなる。また，金融検査庁職員の間では，県庁職員ではなく国家公務員（沖縄総合事務局財務部職員）となることについての不満や不平はまったく聞かれなかった。これは，職員が従来から職務の遂行にあたって，地方的な利害関係にとらわれず，常に強い使命感と信念をもって，金融機関かくあるべしとの普遍的な信念に従い金融行政に従事していたからである<sup>68)</sup>。“滑り込みセーフ”に持込むことができたのは，高等弁務官布令第37号（改正第1号）第4条ではなく，金融検査庁職員の金融行政に対する矜持によるものであろう。

さらに，この金融検査庁職員の矜持があって，緊急秘密裏に行なわれた1971年10月9日の通貨確認<sup>69)</sup>を仕上げることができた。この矜持は復帰後の通貨交換に係る特別給付金支給業務<sup>70)</sup>にも続く。通貨交換に係る特別給付金支給業務は沖縄総合事務局総務部が処理す

68) 具志堅雄義 [2012] 142頁。

69) 通貨確認とは，1971年10月8日立法第142号「通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法」に基づき，同日10月8日13時に金融機関の窓口を閉鎖し（臨時休業），翌日10月9日8時から22時にかけて沖縄住民が保有する通貨等の確認業務のこと。この調査は，沖縄住民の手許にある現金を確認し，本土復帰の際に行なわれる通貨交換比率に基づく現金交換額と360円との差額を本土政府に補償させるために行なわれた。

70) 特別給付金支給業務とは，昭和47（1972）年4月28日閣議決定「通貨等切替対策特別給付金支給要綱」，同年5月13日大蔵省告示第59号「アメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換比率を定めた件」，同年5月13日琉球政府公告「通貨等切替対策特別給付金の支給に関する実施要領」に基づく，1ド

べき業務であったが、琉球政府金融検査庁長から沖縄総合事務局財務部長となった与座章健は、復帰前に成し遂げた通貨確認業務の総仕上げとなる通貨交換に係る特別給付金支給業務を財務部でこそ、やらねばならないと気負いすぎ、その業務を引受ける。このため、復帰直後の財務部の仕事の大半が通貨交換に係る特別給付金支給業務に割かれ、財務部の新しい業務となった国有財産（特に米国民政府が管理していた不動産）の実態調査業務等に支障をきたすことになる<sup>71)</sup>。

#### 引用・参考文献

- 大蔵省銀行局 [1968]『第17回銀行局金融年報－昭和43年版－』金融財政事情研究会。
- 神谷嘉盛 [1992]「金融検査庁の思い出」八一会（元金融検査庁職員の会）編『琉球政府金融検査庁－回顧録－』八一会 61頁～64頁。
- 具志堅雄義 [2012]「管財第一課長と財務部長の管財業務」島袋幸松・成田靖編『沖縄復帰・財務ノート：第一部』島袋幸松・成田靖140頁～156頁。
- 小谷融 [2022]『琉球政府時代の証券史』中央経済社。
- 小谷融 [2025]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅸ～琉球政府が認可した信託会社」『大阪経大論集』第75巻第5号11頁～38頁。
- 財友会（沖縄総合事務局財務部 OB 会）編 [2020]『沖縄復帰・財務ノート-業務の回顧録（金融・主計）』財友会。
- 成田靖 [2012]「沖縄復帰と国有財産」島袋幸松・成田靖編『沖縄復帰・財務ノート：第一部』島袋幸松・成田靖425頁～659頁。
- 八一会（元金融検査庁職員の会）編 [1992]『琉球政府金融検査庁－回顧録－』八一会。
- 外間完和 [2000]『キャラウェイ旋風－琉球政府金融検査部長回顧録－』ひるぎ社。
- 与座章健 [1992]「旋風の余波」八一会（元金融検査庁職員の会）編『琉球政府金融検査庁－回顧録－』八一会 71頁～73頁。
- 与座章健 [2020]「琉球政府の銀行監督と復帰準備」財友会（沖縄総合事務局財務部 OB 会）編『沖縄復帰・財務ノート-業務の回顧録（金融・主計）』財友会16頁～49頁。
- 琉球銀行調査部編 [1985]『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。

---

ル360円と305円の差額に係る特別給付金の支給業務のこと。

71) 成田靖 [2012] 617頁。